

株 主 各 位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地
株式会社ジーンテクノサイエンス
代表取締役社長 河 南 雅 成

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年4月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年4月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲3階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
従来、当社の株主総会は札幌市において開催していましたが、今回の臨時株主総会は、第1号議案の割当予定先及び第2号議案の取締役候補者をはじめとする関係者の多くが東京都を拠点としていること、また、第1号議案の重要性に鑑み、より多くの株主様にご出席いただくための交通の便宜等を考慮し、開催場所を東京都内としたものであります。

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.g-gts.com>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の件

本議案は、以下の要領により、第三者割当の方法による第1回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、総称して「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本件第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換及び行使された場合は、当社株式は25%以上の希薄化が生じることが見込まれます。このため、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「株主総会決議などによる株主の意思確認」に係る手続として、本件第三者割当の必要性及び相当性について、普通決議による株主の皆様ご意思確認を実施することといたしました。

#### 1. 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の概要

- ① 第1回転換社債型新株予約権付社債（発行要項につきましては、別紙1をご参照ください。）

|                         |                                                          |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日                | 平成25年5月1日                                                |
| (2) 新株予約権の総数            | 48個                                                      |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額      | 各本社債の発行価額は25百万円（額面100円につき金100円）<br>本転換社債型新株予約権の発行価額は無償   |
| (4) 当該発行による潜在株式数        | 635,593株                                                 |
| (5) 資金調達額               | 12億円                                                     |
| (6) 転換価額                | 1,888円                                                   |
| (7) 募集又は割当方法<br>（割当予定先） | 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てます。 |
| (8) 利率                  | 本社債には利息を付しません。                                           |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(9) 増加する資本金及び資本準備金</p> | <p>本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とします。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(10) その他</p>           | <p><u>当社の行使指示：</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、平成26年3月15日以降、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、割当予定先の無限責任組員である(株)ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権付社債17個（元本総額425百万円、新株予約権の目的となる株式225,105株分。下記2により行使される新株予約権の個数を除きます。）を上限として、本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、(株)ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければなりません。</li> <li>2. 当社は、平成26年5月1日以降、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、(株)ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、(株)ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日（以下、「行使指示日」といいます。）から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければなりません。ただし、下記①乃至④により当社が行使を指示することのできる本転換社債型新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して12個（元本総額300百万円分）を超えないものとします。</li> </ol> <p>① 行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（以下、「本基準VWAP」といいます。）が本転換社債型新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、(i)累積で本新株予約権付社債の3個（元本総額75百万円）を上限とし、かつ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数（端数は切捨て。以下、同じ。）に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。</p> |

- ② 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、(i)上記①に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の6個(元本総額150百万円)を上限とし、かつ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。
- ③ 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、(i)上記①及び②に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の9個(元本総額225百万円)を上限とし、かつ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。
- ④ 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、(i)上記①乃至③に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の12個(元本総額300百万円)を上限として、かつ(ii)当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

償還請求権：

本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月1日以降、当社に対して本新株予約権付社債の償還を請求することができます。

本新株予約権付社債の社債権者は、当社が下記②記載の第2回新株予約権を取得条項に基づき取得した場合にはいつでも、当社に対して本新株予約権付社債の償還を請求することができます。

② 第2回新株予約権（発行要項につきましては、別紙2をご参照ください。）

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 割当日                 | 平成25年5月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (2) 新株予約権の総数            | 80個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (3) 発行価額                | 総額15,040,000円（新株予約権1個当たり188,000円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (4) 当該発行による潜在株式数        | 847,440株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (5) 資金調達の種類             | 1,615,006,720円<br>（内訳）新株予約権発行分 15,040,000円<br>新株予約権行使分 1,599,966,720円                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (6) 行使価額                | 1,888円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (7) 募集又は割当方法<br>（割当予定先） | 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘル<br>スケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (8) 増加する資本金及び資本準備金      | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とします。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とします。                                                                                                                                                                          |
| (9) その他                 | 取得条項：<br>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができます。<br>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができます。 |

2. 本件第三者割当の必要性（資金調達の目的及び理由）

当社は、近年の遺伝子工学の発達に伴い急速に市場を拡大しているバイオ医薬品に着目し、希少疾患や難治性疾患を対象とするバイオ新薬の研究開発に取り組むこ

とで、人々のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に貢献することを目指しております。一方で、医療費増大による財政圧迫や患者の経済的負担の軽減が社会的ニーズとなっていることから、当社はバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）の開発にも注力しております。これまでの研究開発の結果、バイオ新薬事業では科研製薬㈱に対して抗 $\alpha$ 9インテグリン抗体をライセンスアウトし、バイオ後続品事業ではG-CSFが製造販売承認を取得するなど、一定の成果を上げております。

バイオ医薬品は従来の低分子医薬品と比較して、オフターゲット作用に起因する副作用の懸念が少ないことから、あらゆる疾患で苦しむ患者の苦痛を和らげ、QOLの向上に資するものと期待されております。また、近年は、より高い薬効が期待され、QOLへの貢献度が高い個別化医療が注目されており、ターゲット分子に対する特異性が高い抗体医薬に代表されるバイオ医薬品がその中心的役割を担うと考えられております。たとえば、近年世界中の製薬企業が注目している疾患部位特異的に薬剤をデリバリーすることを可能とするアクティブターゲティングシステムのセンサー部分にも欠かせないものとなっております。一方で、個別化医療の前提となる診断技術やバイオマーカー探索技術についても、目覚ましい勢いで進歩しております。加えて、従来はバイオ医薬品を開発するための製造コストが高いことがビジネス上の課題でありましたが、近年の著しい技術革新によって製造コストを大幅に低減することが可能になっております。これに対し、低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しております。このような環境変化も相俟って、米国Markets and Markets社によると、バイオ医薬品の全世界における売上は2009年には1,060億ドルまで成長しており、今後も年率11.2%の割合で2016年まで増加すると予測されております。

このように、バイオ医薬品の市場は魅力的なものではありますが、バイオ新薬の開発には長期にわたって多額の開発費用を要し、医薬品として上市する確率も決して高くはありません。このため、当社は当面の間は、相対的に短期で開発が可能であり上市確率も高いバイオ後続品の開発に重点を置いて、早期に安定的な収益基盤を確立することを目指してまいります。バイオ後続品の開発は、従来の低分子化合物のジェネリック医薬品に比べて参入障壁が高いものの、新薬よりも容易に開発することができます。上述の業界環境を踏まえると、バイオ後続品事業における競争は今後ますます激しくなることが予想されており、他社の追随を許さない迅速なパイプライン拡充が経営戦略上の最重要課題となります。しかしながら、当社は、G-CSFの開発における経験から、臨床試験入りまでに1品目当たり2～4億円の開発費用が必要であると考えており、上場時調達資金の手取額約8億円では、後記図表

1に記載しておりますGBS-001（G-CSF）以外のバイオ後続品9品目（GBS-002～010）の開発を他社との提携に依存せざるを得ない状況にあります。また、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許の満了時期に合わせて上市できるかどうかが重要であることから、他社よりも早く開発を進める必要があります。このため、当社は、バイオ後続品の開発を進めるための資金的裏付けを早急に確保することが株主価値の最大化のために必須であるとの認識の下、資金調達先を懸命に模索してまいりました。

一方で、今まで治療薬のなかったアンメットニーズに対する新薬を開発することは社会的意義が大きく、また、当社の成長のためにも新薬の開発は必須であると考えております。このような考えに基づき、当社は創業以来、自社内で医薬品シーズのインキュベートを行ってまいりました。永続的な新薬の創出には、シーズの探索、取捨選択、インキュベートを経て、速やかにライセンスアウトにつなげるためのシステムと人材が必要ですが、優秀な人材を確保するためには相応の財務基盤が求められます。

このように、医薬品の研究開発を効果的かつ着実に進めるためには、相応の研究開発資金が必要ですが、他方で、株式市場から資金調達を行う上では株式市場への影響を十分勘案する必要があります。このため、バイオ関連銘柄への株式市場の需要が低迷していた上場時の企業戦略といたしましては、提携先との共同開発等を通じて開発費用を分担し、当社の資金流出を可能な限り圧縮する戦略を採らざるを得ませんでした。しかしながら、このような事業戦略には、①提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、②提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。このような活動の中で、今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズから投資の提案を受け、検討を開始したものであります。

㈱ウィズ・パートナーズは、我が国のバイオベンチャー黎明期から同分野に投資をしてきた長い経験と成功実績を持つ、日本においては数少ない投資会社であります。バイオ後続品によって安定的な収益モデルを確立しつつバイオ新薬による成長性を企図する当社のビジネスプランは、日本のバイオベンチャーを一段高い成功に

導くための必要資金を供給するという同社の投資戦略に合致しております。さらに、当社は、同社が持つ経営資源を最大限に活用することで、ファブレス型企業である当社の競争力の根幹である人材力とネットワーク力を格段に高めることが可能であると考え、医薬品の着実な上市を達成できる真のバイオ医薬品創薬企業を目指すことにいたしました。

現状、当社は複数のバイオ後続品の開発を平行して進めるための十分な資金を保有しておらず、製薬企業等と提携関係を構築することで開発費用を分担し、あるいは随時資金調達を行いながら、段階的に開発を進めざるを得ない状況にあります。このように開発の進捗を他社に依存している状況では、着実に開発を進め、最短での上市を実現することは困難であります。一方、自社開発では相応の開発資金が必要となりますが、開発の進捗を自らコントロールし、より計画的に開発を進めることができます。当社は、今後も共同開発を行うことができる提携先の開拓は継続してまいります。今回の資金調達により、バイオ後続品については少なくとも臨床試験入りまでは自社開発する戦略へと大きく転換を行うこととなります。とりわけ、G-CSFを化学修飾して製造する次世代型のバイオ後続品（PEG-G-CSF）については、その原料となるG-CSFが既に製造販売承認を取得しているため、そのアドバンテージを活かして、米国での臨床試験も含めて完全自社開発する方針といたしました。

また、バイオ新薬事業においても、2020年以降のオリジナルバイオ新薬の継続的上市を実現するための人材の補強とシステムの強化を早急に行います。シーズの探索に始まりライセンスアウトに至るサイクルを効率化、迅速化することで、パイプライン全体としての成功確率を高めてまいります。

加えて、当社はファブレス型企業であり、小規模組織であることから、(株)ウィズ・パートナーズが長年にわたり築いてきた広範なネットワークの活用と経験豊かな人材の派遣によるシナジー効果は高いと考えております。当社及び(株)ウィズ・パートナーズは、このたび合意に至った新たな事業戦略（図表1）を遂行することが当社の株主価値の最大化につながるものと期待しております。



図表 1

| 区分       | 開発品                 | 基本戦略                                                                                                                                                                                                            |
|----------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バイオ後続品事業 | GBS-010 (PEG-G-CSF) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G-CSFが既に製造販売承認を取得しているアドバンテージを活かし、当社の最重要開発品に位置づける。</li> <li>・ 必要とされる容量や市場規模が大きいため、供給能力を高めるためのスケールアップ投資を行う。</li> <li>・ 最初のターゲット市場を米国に定め、自社単独で臨床試験を進めることも想定する。</li> </ul> |
|          | GBS-001 (G-CSF)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社及び㈱ウィズ・パートナーズが有するネットワークを最大限に活用し、米国及び新興国市場に海外展開を図る。</li> <li>・ 米国及び新興国市場への海外展開に際して、現地企業との提携による一時金収入を企図する。</li> </ul>                                                  |
|          | GBS-002～009         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低4品目の自社開発を進める。</li> <li>・ 3年後の平成28年3月期までに、最低2品目の臨床試験入りを目指す。</li> </ul>                                                                                                |
| バイオ新薬事業  | 全ての開発品              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シーズ探索からライセンスアウトに至る各プロセスを強化することで、2020年以降の継続的な新薬上市を目指す。</li> <li>・ ライセンスアウトを積極的に推進することで、上市前に一定の収益を獲得する。</li> </ul>                                                       |

### 3. 本件第三者割当の相当性

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年3月15日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、①提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、②提携

先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、主要開発品の計画的な開発を促進することで一日も早い上市を達成するためには、この時期に安定した資金を調達することで、提携先の有無にかかわらず自社で開発を進められる財務環境を整えることが株主価値の最大化に資するとの信念に基づき、上場時の戦略を現時点で見直すことを決断いたしました。一方で、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用し、加えて㈱ウィズ・パートナーズから取締役2名の派遣を受けることを通じてインサイダー取引規制による売却の抑制を図ることが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。

また、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であり、当社の中長期的な事業戦略に最も適した選択であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による交付株式数は最大で1,483,033株であり、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権については、当社の判断によりその全部又は一部を繰上償還又は取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。さらに、本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換又は行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えております。

#### 4. 本件第三者割当予定先の選定理由

当社の複数の開発品を他社との提携に依存せず開発していくためには、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合は、同ファンドの無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外（日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等）の投資先30社程度への投資実績を残してきております。このように、(株)ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第2590号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

## 第2号議案 取締役2名選任の件

前号議案の割当予定先による投資の実行を条件として、今後の経営体制を強化するため、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | い の さとる<br>飯野 智<br>(昭和40年7月9日)       | 平成元年4月 ㈱日立製作所入社<br>平成12年3月 CSKベンチャーキャピタル(株)入社<br>平成16年6月 同社取締役就任<br>平成22年9月 ㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター(現任)<br>平成24年3月 ナノキャリア(株)取締役就任(現任) | 一株             |
| 2     | ふじ さわ とも ゆき<br>藤澤 朋行<br>(昭和41年6月23日) | 平成4年4月 武田薬品工業(株)入社<br>平成20年2月 同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネージャー<br>平成23年4月 同社医薬研究本部研究アライアンス室室長<br>平成24年4月 ㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター(現任)           | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯野智氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、バイオベンチャー企業の事業提携やテクノロジーの探索・獲得の支援など、その経験を通じて培ったバイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点を有することから、当社の事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。
3. 藤澤朋行氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、製薬企業において医薬品の研究開発に携わり、特に事業提携及びライセンス関係において優れた実績を残されてきたことに加え、バイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点を有することから、当社の研究開発及び事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。
4. 当社は、飯野智及び藤澤朋行の両氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

前号議案による社外取締役の選任を踏まえ、全社的に組織体制を再構築することに伴い、第1号議案の割当予定先による投資の実行を条件として監査役2名が退任するため、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者林昭彦氏は監査役長谷川嘉一氏の補欠として、監査役候補者甚野章吾氏は監査役庄司正史氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | はやし<br>林 昭彦<br>(昭和32年2月8日)   | 昭和55年4月 中道機械(株)入社<br>昭和58年11月 中道リース(株)転籍<br>昭和63年11月 たくぎん抵当証券(株)入社<br>平成11年5月 (株)ディー・ブレイン札幌入社<br>平成14年11月 創研コンサルティング(株) (現SCC<br>コンサルティング(株)) 入社<br>平成22年9月 当社入社 (現在に至る)          | 一株             |
| 2     | じんの<br>甚野 章吾<br>(昭和43年7月19日) | 平成6年10月 朝日監査法人 (現有限責任 あずさ<br>監査法人) 入所<br>平成17年1月 甚野公認会計士事務所開設 所長<br>(現任)<br>平成17年1月 北斗税理士法人設立 代表社員所<br>長 (現任)<br>平成20年6月 札幌監査法人代表社員 (現任)<br>平成22年5月 (株)北の達人コーポレーション監査<br>役就任 (現任) | 一株             |

- (注) 1. 監査役候補者甚野章吾氏は、北斗税理士法人の代表社員所長であり、当社は同法人との間で税務顧問契約を締結しております。なお、同氏が監査役に選任され、就任した場合には、当該契約を解除する予定であります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 甚野章吾氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関して相当の知見を有していることに加え、上場会社の社外監査役を現任していることから、当社の財務状況等に関して経営陣から独立した中立的な立場での助言を期待したためであります。

以 上

## 株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

本要項は、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下、「当社」という。）が平成25年2月28日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年5月1日に発行する株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金12億円（額面総額12億円）
3. 各募集社債の金額 金25百万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25百万円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成25年5月1日
9. 申込取扱場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部
10. 本社債の払込期日 平成25年5月1日
11. 本新株予約権の割当日 平成25年5月1日
12. 募集の方法  
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

#### 15. 財務上の特約

##### (1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

##### (2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

#### 16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成30年4月27日（以下、「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
  - ① 平成25年5月1日から平成26年4月30日までの期間： 101.5%
  - ② 平成26年5月1日から平成27年4月30日までの期間： 103.0%
  - ③ 平成27年5月1日から平成28年4月30日までの期間： 104.5%
  - ④ 平成28年5月1日から平成29年4月30日までの期間： 106.0%
  - ⑤ 平成29年5月1日から平成30年4月26日までの期間： 107.5%
- (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計

画承認の議案が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編行為」という。）、その選択により、当該組織再編行為効力発生日（当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日（当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。）に、本項第(2)号に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月1日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

#### 17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者（本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。）に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。



- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
  - (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
18. 本社債に付する新株予約権の数  
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計48個の本新株予約権を発行する。
19. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法  
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
  - (3) 転換価額  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下、「転換価額」という。）は、1,888円とする。

#### (4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成25年5月1日から平成30年4月26日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上

記いずれの場合も、平成30年4月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。

- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は1,888円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、

請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(16) 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

## 25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

## 株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権 発行要項

本要項は、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下、「当社」という。）が平成25年2月28日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年5月1日に発行する株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、847,440株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、10,593株とする。）

ただし、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その



他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 3. 本新株予約権の総数 80個
- 4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり金188,000円
- 5. 新株予約権の払込金額の総額 金15,040,000円
- 6. 申込期日 平成25年5月1日
- 7. 割当日及び払込期日 平成25年5月1日
- 8. 申込取扱場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部
- 9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケアPE 1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。

- 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1,888円とする。ただし、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

- 11. 行使価額の調整
 

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- 12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する

場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件と

しているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成25年5月1日から平成30年4月27日。  
ただし、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。

## 20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 21. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## 22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1個当たり188,000円（1株当たり17.75円））は、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

## 24. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第25項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第17項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。  
② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第26項に定める払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。  
③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額

が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

26. 払込取扱場所

㈱みずほ銀行 日本橋支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲3階



交通 JR  
・東京駅…八重洲北口徒歩3分  
地下鉄  
・東京メトロ東西線・銀座線／日本橋駅…A7出口直結  
・都営浅草線／日本橋駅…A7出口直結